

令和 6 年 3 月

富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和 6 年 3 月 12 日（火） 午前 9 時 30 分から 10 時 35 分まで

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 出席委員
農業委員会会長 17 番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1 番 望月 稔

委 員
2 番 望月 英俊
3 番 田村 英俊
4 番 高井 修一
5 番 谷津倉 寛
6 番 笹古 時男
7 番 渡邊 武敏
8 番 近藤 敏男
9 番 鈴木 一孝
10 番 新舟 進
11 番 長尾 忠
12 番 佐野 隆洋
13 番 佐藤 正職
14 番 渡邊 哲史
15 番 太田 篤子
16 番 安藤 公男
18 番 後藤 環

4 欠席委員
19 番 藤田 哲哉

5 議事
(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6 農業委員会事務局職員員
事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主査 武内 清高
主査 市川 由美恵

会 長
まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め 1 番 望月稔 君、2 番 望月英俊 君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第 4 の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の 3 ページ、議第 8 号農地法第 3 条の規定による許可決定についての審査から、報第 10 号農地返還通知書についてまでの、計 6 件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局(担当) (議案朗読)

会 長
最初に、議案 5 ページの議第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
大洲地区 7 番について事務局から説明願います。

事務局(担当) (議案朗読)

会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人は、相続したが市外に居住しているため、家屋に併せて耕作管理することができない農地を売買したいということで、譲受人は、家屋の取得に併せて隣接する農地を取得したいということです。 なお、譲受の職業は建築ぎょうですが、実家での農作業について、１０年間従事してきた経験もあり、また、申請地の耕作管理については、家族から人手や農業機材などの援助もあるということで、しっかり耕作管理するものとみ込めます。 申請地では、野菜、レモンやライムなどの柑橘類の栽培を計画しているということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区７番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区７番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区８番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人（２名）は、高齢化にともない耕作管理ができなくなっており、譲渡人にかわって申請地を１年間耕作管理してきた譲受人に売却したいということです。 譲受人はこれまで自作地を所有していませんでしたが、農業経験豊富な祖母の指導で、申請地を１年間耕作管理しており、今後も祖母の指導が見込めることから、耕作管理に支障はないと考えます。 また、農協の部会への参加を予定しているということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区８番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区８番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区９番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）

会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	譲渡人は、法人の代表をしているため、農地の耕作管理ができないことから、椎茸栽培することを計画する譲受人に申請地を売買したいということです。 譲受人は、富士宮市の認定農業者で、中間管理機構からの借入地3000㎡でイチゴの栽培をおこなっており、申請地では、譲受人と妻、従業員3名で椎茸の栽培をするということです。 椎茸栽培については、ビニールハウスやコンテナを配置して、経験者の指導をうけながら農作業に従事していくということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	大淵地区9番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区9番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、北部地区10番と議案12ページの議第11号非農地証明申請書の北部地区7番は。関連がありますので一括審議します。 事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	贈与者は、高齢化にともない耕作管理ができなくなったことから、受贈者「に申請地の耕作管理を4年間任せており、受贈者の農業経営を拡大した」という意向により、申請地を贈与することにした。 受贈者は、申請地でシキミの栽培を計画しているということで、申請地以外の周辺の農地も、それぞれの所有者に代わって受贈者が耕作管理しているということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。 また、非農地証明については、昭和36年頃までは、農地として耕作されていたということですが、贈与者が相続した際には既に山林となっていたにもかかわらず、農地法に不案内であったことから、手続きをしないままにいたという趣旨の申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	北部地区10番につきましては、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。 北部地区10番と非農地の北部地区7番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区10番と非農地の北部地区7番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に吉永地区11番と議案12ページの非農地証明申請書の吉永地区9番は、関連がありますので一括審議します。

	事務局から説明願います
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	贈与者（３名）は、高齢化または市外に居住しているため、耕作管理することが困難であることから、申請地に隣接する農地で耕作をする受贈者に申請地を贈与したいということです。 申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。 また、非農地証明については、昭和５６年に農地として取得され、お茶が栽培されたいいたが、周辺の山林が成長し、日照不足となり、傾斜地で農地として耕作管理することが困難であったため、農地法の手続をしないまま植林されたことが、受贈人が４年前に相続した際に判明したという趣旨の申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	吉永地区１１番につきましては、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	吉永地区１１番と非農地証明申請書の吉永地区９番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区１１番と非農地証明申請書の吉永地区９番について、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、須津地区１２番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	贈与者は、手不足のため耕作管理するすることができないことから、本格的に営農を開始する意向のある受贈者に申請地を贈与をしたいということです。 受贈者は、これまで借入地で農作業に従事してきましたが、自作地を取得して農業経営を拡大していきたいということです。 申請地では、野菜や柑橘類を栽培するということで、申請地をしっかりと耕作管理すると判断します。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、全部効率利用要件を満たすなど、農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会 長	須津地区１２番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区１２番について、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第３条の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案８ページの議第９号 農地法第４条第１項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

	伝法地区 1 番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	自宅を建て替えるにあたり、建物の建築に係る土地の地目を確認したところ、 接道部分が農地のままであることが判明したことから、接道となっている農地を 公衆用道路として地目を変更するために、農地法の手続をするということです。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件は、宅地への接道部分の農地を是正するものであり、申請地は、街区 に占める宅地の割合が40%を超えている区域に位置することから、第3種の 農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます。
会 長	伝法地区 1 番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区 1 番について、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案9ページの議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可決定 について、審議をお願いします。 鷹岡地区4番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	賃借人となる法人の新工場建設工事にともなう、現場事務所を設置するための 用地として、3年間の一時転用をしたいという申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件の申請地は、一部 農用地を含んでおりますが、3年間の一時転用であ り、また、申請地は、賃借人の親族の所有する土地で工事現場に近接しているなど 工事を効率的に行ううえで、適地であると考えられますことから、許可要件を満 たすと考えます。
会 長	鷹岡地区4番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区4番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、鷹岡地区5番について、事務局から説明願います。

事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	使用貸人の姉である使用借人が本家を継承することがきまっていることから、本家の屋敷に隣接する農地に分家住宅を建てたいという趣旨の申請です。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件の申請地は、宅地が連たんする区域である農地であることから、第3種の農地であると考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます
会 長	鷹岡地区5番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区5番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、富士地区6番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	本案件については、公共工事の現場事務所の設置などの目的で令和6年3月11日までの許可が出されていますが、工事の設計変更がのため、内容を同じくして、一時転用の期間を平成6年4月末まで延長したいというものです。
会 長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局（担当）	本案件の申請地は、農用地であります。令和5年9月に、一時転用の内容につき審議され許可されております。 今回の申請は、公共工事の工期延長にともなうもので、内容を同じくして、一時転用期間をさらに50日間延長したい というものですので、許可要件を満たしていると考えます。
会 長	富士地区6番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区6番について、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案11ページの議第11号 非農地証明申請書について審議をお願いします。 富士川地区4番について事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	もともと畑として耕作管理してきたようですが、周囲の荒廃した山林に浸食され、接道もなかったことから、畑としての維持が困難になったため、農地として再生不可能な状態になるまで放置されてしまったということです。

会 長	富士川地区４番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区４番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、松野地区５番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	土地と家屋の調査をしたところ、昭和２０年に居宅が建築され、その頃から農地を住宅敷地の一部、庭園、進入路などとして利用してきたことが判明したため、農地法の手続をするに至ったということです。
会 長	松野地区５番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区４番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区６番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	昭和１７年に居宅を建築してから現在まで、農地法の手続が必要であることを認識しないまま、農地を住宅敷地の一部、進入路として利用してきたことが判明し、申請に至ったということです。
会 長	大淵地区６番についてご質問ございませんか。 （質疑なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区６番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、北部地区７番については、先ほど審議いたしましたので、続いて原田地区８番について、事務局から説明願います。
事務局（担当）	（議案朗読）
会 長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委 員（担当）	公園の整備以前は、農地として利用されてきたようだが、整備完了後、もともと傾斜地であったが、更に利用が困難な農地となり、放置してしまったところ、農地として再生不能な状態になってしまったということです。
会 長	原田地区８番についてご質問ございませんか。

事務局（担当）
会 長

（質疑なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
原田地区８番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
次に、吉永地区９番については、先ほど審議いたしましたので、以上で非農地
証明申請書の審議を終わります。
次に議案１３ページの議第１２号 農業委員会等に関する法律に基づく審議に
ついて、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

（『富士市農用地利用集積計画明細』を説明）

ご質問ございませんか。

（質疑なし）

質疑ございませんので、採決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で、農業委員会等に関する法律に基づく審議についての審議を終わります。
次に、議案１４ページの報告案件について事務局から説明願います。

事務局（担当）
会 長

（議案朗読）

次に、議案４ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局（担当）
会 長

（議案朗読）

以上で、議事（１）農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとしま
す。
以上で議事はすべて終了しました。

令和 年 月 日

農業委員会会長

同 委 員

同 委 員